

第46回八王子いちょう祭り

「全国・近隣地域 観光物産展 in 八王子 2025」

出店募集要項

1. 開催趣旨（目的）

八王子市は、古くは甲州街道の宿場町でしたが、現在では多くの企業、人材に恵まれた有数の産業都市であり、全国から 11 万人もの学生が集う学園都市でもあります。また、高尾山に代表されるように、豊かな自然に恵まれた観光都市という一面も持っています。

今年で 46 回目を迎える市民手作りの『八王子いちょう祭り』は、黄金色に染まる甲州街道いちょう並木を舞台に、通行手形を持って各関所をまわる「関所オリエンテーリング」、各地の物産・特産が出品される「観光物産展」や「ふるさとバザール」、また「ステージイベント」の開催等、地域活性化の役割を果たしております。

今年は、激動の時代・復興、成長の時代「昭和」がスタートしてから 100 年目を迎える年になります（1926 年が昭和元年）。そこで、本年度の「第 46 回八王子いちょう祭り」は、『祝 昭和 100 年記念』をテーマに、『昭和ノスタルジー ~share a sense of nostalgia~』をスローガンとして、昭和から平成、令和へと時代を繋いできた八王子の歴史や市民の営み、生活、文化などを紹介、発信します。

また、本年度も、『三國(みくに)の結び事業』として武蔵の国、相模の国、甲斐の国との交流をさらに深めるべく、地域間の交流、近隣地域の物産・地産、観光案内等にも力を入れた開催を予定しております。ぜひ、『全国・近隣地域 観光物産展 in 八王子 2025』にご出店いただき、来場された方々へ観光・特産品・物産品等の PR をしていただきたいと考えます。

なお、本年度は、昨年度と同様の規模での開催を予定しておりますが、社会情勢により予定通りの開催が難しいと判断した場合は、内容を変更して開催します。

2. 主催 八王子いちょう祭り祭典委員会

共催：沿道町会・特定非営利活動法人八王子市レクリエーション協会・八王子市学園都市推進会議

後援：八王子市・八王子市教育委員会・公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団・

公益社団法人八王子観光コンベンション協会・八王子商工会議所 他

3. 開催概要

- (1) 名 称：第46回八王子いちょう祭り 『全国・近隣地域 観光物産展 in 八王子 2025』
- (2) 日 時：2025年11月15日（土）9：00～16：30 （雨天決行）
16日（日）9：00～16：00 （雨天決行）
- (3) 場 所：八王子いちょう祭り ふるさとバザール会場
- (4) 内 容：展示・試食・販売の設置
観光や物産の PR 観光や物産用リーフレット等の配布

4. 出店内容

- (1) 観光PR
- (2) 地域特産品、農林水産物およびこれらを原材料とした加工品の展示・販売
※食品販売は、八王子市保健所の定める範囲内（別紙参照）

5. 出店資格

- (1) 祭典委員会が観光・物産展の出店者としてふさわしいと判断し、ルールとマナーを守り、祭典の運営に協力していただける個人・グループ・団体等
- (2) 『東京都暴力団排除条例』、『八王子市暴力団排除条例』に反することなく、出店が認められた個人・グループ・団体
- (3) 『暴力団排除に関する八王子いちょう祭り祭典委員会規約』及び『全国・近隣地域 観光・物産展 in 八王子 2024 出店要項』を遵守し、誓約書を提出していただける個人・グループ・団体等

6. 出店形式

基本設備：テント1張り B・C（さくら通り）・E 間口3.4m × 奥行2.5m
C（グラウンド内） 間口3m × 奥行3m
店名板 15cm×90cm
照明 1個

* テーブル・イス・電気コンセントをご使用の場合は、別途、申込書に数量を記入の上、お申し込みください。

7. 募集締切日

8月25日（月） 必着

- (1) 締切日前であっても定数に達した場合は申込みを締め切ります。
- (2) 書類の提出等、締切日までに間に合わない場合はその旨を必ず事務局までご連絡ください。

8. 経費負担

- (1) 出店者が負担する経費

① 出店料 B・C会場 80,000円 (1テント 2日分)
E会場 50,000円 (1テント 2日分)
② 追加設備に係る経費 (出店申込書参照)

- (2) 出店料の振込について

振込み期限 9月16日（火）

振込先：多摩信用金庫 高尾支店 普通口座

八王子いちょう祭り祭典委員会 会長 水野 みずの じゅん

店番号：065 口座番号：0228782

- ① 上記締切日までに出店料および追加設備料金を上記の口座に一括してお振込み下さい。
- ② おそれいりますが、振込手数料のご負担をお願いします。
- ③ 諸事情により振込み期限までにご入金が間に合わない場合は、必ずご一報ください。
- ④ 締切日までに入金の確認が取れなかった場合は、キャンセル扱いとします。
- ⑤ 一度振り込まれた出店料は、いかなる理由があっても返金いたしません。

9. 出店のキャンセルについて

- (1) 原則、出店のキャンセルはできません。
- (2) 出店者の都合により損害が生じた場合、八王子いちょう祭り祭典委員会は出店者に対して賠償請求できるものとします。

10. 出店の申込みについて

(1) 提出書類

- ・出店申込書 （出店責任者の写真を2枚貼付したもの）
- ・誓約書
- ・出店商品リスト
- ・行事における臨時出店届 （食品を取り扱う場合には必ずご提出ください。）
- ・観光チラシまたは観光パンフレット 1部

(2) 申込み書類について

<出店申込書>

- ① 出店責任者は当日店舗において、出店に関する責任を負える方にお願いします。
※当日になっての出店責任者の変更はできません。
※申請した出店責任者が、当日、不在の場合は出店停止とします。
- ② 出店内容は具体的にお書き下さい。
- ③ 火気器具を使用する方は、器具等の種類(名称)、使用燃料等を記入してください。
- ④ 追加設備が必要な方は、数量・金額を記入し、合計金額をご確認ください。
- ⑤ 電気を使用する方は、必要な容量を申込み、使用機器および使用ワット数を記入してください。
電気コンセントの増設や記載以外の使用は認めません。
※発電機の持ち込み、カセットコンロ、充電式のポータブルバッテリー(電気製品用のプラグがついたタイプ)の使用は禁止します。
- ⑥ 申込書下欄の「店名板」欄に、出店する店舗名を必ずご記入ください。必要のない方は、「不要」とご記入ください。
- ⑦ 出店申込書に記載した営業内容に変更があった場合には速やかにご連絡ください。
※当日になっての出店責任者、営業内容の変更および出店権の譲渡は認めません。
- ⑧ 出店申込書類一式の原本を、「八王子いちょう祭り祭典委員会事務局」まで送付して下さい。
また、申込書の控え(コピー)をお手元に必ず保管しておいてください。
- ⑨ この申込書と違った内容での出店は認めません。違う場合は、即出店停止とします。
記載内容に変更がある場合は必ず事務局まで連絡してください。

<写真>

- ① 出店責任者の写真を2枚（縦4cm×横3cm）、申込書に添付して提出してください。
- ② 1枚は、開催当日に店舗に掲示していただく『出店許可証』に使用します。

<誓約書>

- ① 必ず提出してください。誓約書のご提出がない場合は、出店をお断りさせていただきます。
- ② 出店責任者は出店に関して全責任を負うものとします。

<行事における臨時出店届>

- ① 飲食の提供および食品の試食・販売は、八王子市保健所の定める範囲内とします。
- ② 飲食の提供・販売、および食品の試食・無料配布を行う出店者は、『八王子市保健所の注意事項を熟読し、1テントごとに1枚「行事における臨時出店届」を提出してください。
- ③ テント内で調理行為を行う品目が2品目の場合でも、1枚に記入してください。
飲食と一緒に飲み物(未開封)や食品の販売をされる場合も、一緒に記入してください。

【注意】

◆ビールサーバーを用いての生ビール販売は、1品目とカウントします。

- ④ 東京都内の保健所が発行した『臨時営業許可書』をお持ちの方はそのコピーを添付してください。
- ⑤ 販売品目は事前に申請し、「行事における臨時出店届」にて許可された品目以外は販売することできません。記載漏れがないように全取扱品目を記入してください。
- ⑥ パック入り、包装された食品は必ず法定の表示（同封の「八王子市保健所からの注意事項」参照）を貼付してください。貼付のないものは販売できません。
- ⑦ 全ての冷蔵設備・保冷庫には、必ず温度計を設置し、温度管理に注意してください。
- ⑧ 申込書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにご連絡ください。
- ⑨ 保健所への届け出は、祭典委員会が一括で行います。
- ⑩ 保健所の許可・鑑札を必要とする業種は、所定の申請を行い、許可を取得して下さい。
- ⑪ 酒類の販売は酒税等の関係があり、各自で税務署への申請が必要となります。出店許可証を発行しますので、事務局にその旨ご連絡ください。

(3) 火災予防について

- ① 消防法・東京都火災予防条例（平成26年8月1日施行）により、火気器具を使用する場合は各店テント内に消火器（10型以上）を常備することが義務付けられました。見えるところに正しく設置し、上部には消火器の札を掲示してください。
- ② 消火器が無い場合は準備ができるまで火気器具の使用を禁止します。
- ③ 発電機の持込み・カセットコンロ、充電式のポータブルバッテリー（電気製品用のプラグがついたタイプ）の使用は禁止します。
- ④ 使用するすべての火気器具について、火気器具等の種類（名称）、使用燃料等の届出が必要です。
- ⑤ 火気器具を使用しない出店におきましても、予防のために消火器を設置してください。
- ⑥ 消防署への届け出は、祭典委員会が一括して行います。
- ⑦ 消毒液を使用する時は火器から遠いところで使用し、保管には直射日光を避けること。

1 1. 申込み内容の変更について

(1) 追加設備について、申込み後の変更は、**9月30日（火）**までとします。

直前の要請には対応できません。

※それ以降の変更は、設営準備の都合上受け付けられません。

※期日が近づいてきましたら、今一度お申込みの確認をお願いします。

(2) 申込み内容に変更があった場合には、速やかに祭典委員会までご連絡ください。

1 2. 着ぐるみ・コスプレについて

(1) PRのための着ぐるみ、顔の認識ができない被り物、コスプレについては事前に申請が必要です。

(2) キャラクター参加登録証・許可証を発行します。発行された許可証を常に掲示してください。掲示のないものは参加できません。

(3) 申請に関しましては、事務局までお問い合わせください。

1 3. 搬入搬出について

(1) 後日送付する「出店注意事項」を厳守し、スタッフの指示に従って安全に十分注意し搬入搬出を行ってください。搬入時間を過ぎた場合は、会場に入れませんので時間に余裕をもって来てください。

(2) C会場(陵南公園)において搬入搬出に軽貨物車(トラック)を使用する場合は、4ナンバーまでとします。

(3) C会場(グラウンド内)は車両の乗り入れを禁止します。台車等、手運びでお願いいたします。

(4) 前日搬入について

当日の朝は、準備時間が短いため前日搬入をお勧めします。ただし、紛失・盗難・破損等について当祭典委員会は一切の責任を負いません。電源の使用はできません。

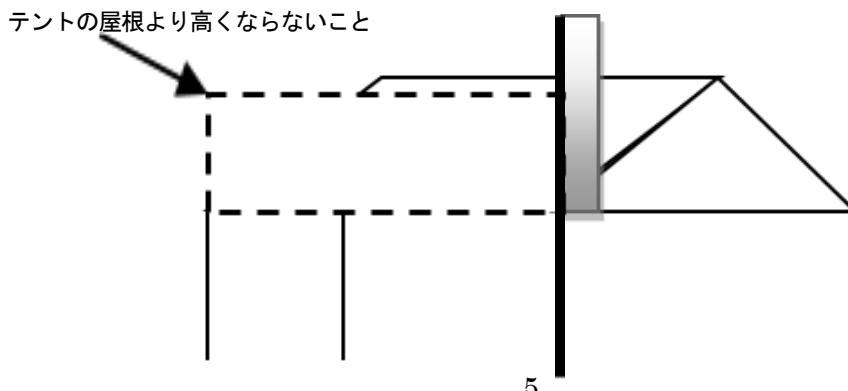
1 4. テントに設置する看板・のぼり旗について

(1) 会場の安全上の観点から下記の通りとします。

① 看板の高さはテントの梁から概ね100cm以内とします。

② のぼり旗の大きさは、概ね長さ180cm、幅60cm以内とし、テントの柱と平行に、地面と垂直に立て、斜めには設置しないでください。

(2) 違反が認められた場合は、基準に合うように直していただきます。



15. 責任義務

- (1) 出店物とその販売には、出店者が責任を持ってください。
当祭典委員会ではそれらの苦情またはトラブルに関し、一切の責任を負いません。
- (2) 出店者の落ち度が原因で苦情があった場合には、その購入者に対し、出店責任者の連絡先を教えますので、責任と誠意をもって対処してください。
- (3) 出店者は会場の安全に配慮し、出店場所については原状回復の義務を負います。汚れがひどい場合は別途清掃代を請求させていただきます。
- (4) **油等、汚れると思われる物を使用する場合は、店舗内床面およびテント前（約1m）にシート等で養生してください。**
- (5) ゴミ等の処分方法は当祭典委員会の定める方法に従ってください。
- (6) 出店者は環境衛生に気を配り、ゴミの管理、減量化を図り環境の保全に努めてください。
- (7) 出店責任者は体調管理および手指消毒等の基本的な感染予防対策に取り組んでください。
また、店舗従事者に対しても同様に基本的な予防対策に取り組んでください。

16. 身分証明書の携行

店内にいる者（店舗で従事する者）は本人確認ができるよう、運転免許証または写真付き身分証明証を携行してください。

例：運転免許証、運転履歴証明書、マイナンバーカード・住民基本台帳（写真付き）・在留カード等

17. 禁止事項

- (1) 出店権の譲渡、または又貸しは認めません。
- (2) **営業行為はテント内**とし、会場の安全上、**テント外での商品販売や商品陳列を禁止**します。
- (3) 呼び込み等の行為は自分のテントの前のみで行ってください。テントから大きく離れての呼込みや拡声器、騒音を発する物の利用、および他の店舗の迷惑になる行為は禁止します。
- (4) 未成年者や運転される方へのアルコール販売を禁止します。
- (5) **店舗従事者の飲酒を禁止**します。
- (6) **会場内は全面禁煙**です。テント内やテント裏での喫煙はしないでください。
- (7) 氷・炭の置き去りや投棄を禁止します。必ずお持ち帰りください。

※本出店要項や祭典委員会の指示に従えない場合は、出店を取り消し撤収していただきます。

※重大な違反が認められた場合は、今後の出店をお断りします。

その際に出店者側に生じた損害については、祭典委員会では賠償いたしかねますのでご了承ください。

18. 注意事項

- (1) 本要項にない事項は、その都度祭典委員会が決定します。
- (2) 主催者側の諸事情により止むを得ず内容が変更となる場合がありますので、予めご了承ください。
- (3) 観光物産展での展示方法については、主催者のルールに従ってください。全体のバランスを考慮し、出店位置を決めさせていただきます。

19. 個人情報の取り扱いについて

八王子いちょう祭り祭典委員会は、ご提出いただいた個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の保護に努めます。お預かりいたしました個人情報は、いちょう祭り祭典委員会からのサービス及び、情報の提供のみに使用し個人情報を厳密に管理します。ただし、『暴力団排除条例』の施行にともない、警察署に提供させていただくことがあります。また、必要に応じて、八王子消防署、八王子市保健所、八王子税務署に提出させていただきます。

☆その他、ご不明な点は八王子いちょう祭り祭典委員会までお問合せください。

☆初めてご出店をお考えの方は、出店内容によりましてはご出店できない場合もございますので、申込書を送付する前に一度事務局までご連絡ください。



[お問合せ先]

八王子いちょう祭り祭典委員会事務局 富樫・千野・佐藤・吉岡

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町120番地

TEL : 042-668-8383 FAX : 042-673-6661

E-mail : ichou@ichou-festa.org U R L : <https://www.ichou-festa.org>